

## 6月1日は「人権擁護委員の日」です

人権擁護委員は、全国の市町村の地域住民の中から法務大臣が委嘱した人権について理解のある民間の人たちで、地域の身近な相談パートナーとして、人権擁護のための活動を積極的に行っています。その活動の一つとして、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的に啓発活動を実施しています。

村でも啓発活動の一環として、人権擁護委員4名の方による「人権相談所」を開設しています。

相談は無料・秘密厳守で、子どものいじめや体罰、DV、震災に関する問題、近隣・家庭間の問題、児童・高齢者への虐待、インターネット上での誹謗中傷などについて人権擁護委員が相談をお受けします。

「これは人権問題ではないだろうか?」「どこに相談すればいいのだろう」など困ったことがあれば、一人で悩まずにお気軽にご相談ください。

### 人権擁護委員に 中川さき子さん

人権擁護委員として、中川さき子さん(大瓜下)が4月1日付けで法務大臣より委嘱されました。



#### ◇特設人権相談開設日

日時 6月1日(水)  
午前9時～午後3時  
場所 平林会館1階 料理講習室

#### ◇人権擁護委員(敬省略)

熊谷 喜久雄(衡中)  
早坂 たみゑ(衡上)  
千葉 良紀(大瓜下)  
中川 さき子(大瓜下)

## 戦没者等のご遺族の皆様へ 第十回特別弔慰金が支給されます

### ◇特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表するため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金(記名国債)を支給するものです。

第十回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

### ◇支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給。

1. 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
2. 戦没者等の子
3. 戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹  
※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。
4. 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)  
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

◇支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

◇請求期間 4月1日～平成30年4月2日  
※請求期間を過ぎると第十回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

◇請求窓口 健康福祉課

■問い合わせ先  
健康福祉課 ☎345-0253

## 平成28年度いきいきサロンについて

今年度も、「介護予防でいつまでも元気高齢者に」を目標にいきいきサロンを開催します。5月中に地区毎に回覧されますので、参加希望の方は申し込みください。

期間: 6月～3月 月1回 年間10回  
午前9時30分～11時30分  
(行事により延長することもあります)  
※遠足のとき 午後3時30分  
※昼食があるとき午後0時30分

対象者: 概ね65才以上の方  
場所: 地区集会所又は福祉センター  
内容: 健康チェック(血圧・体重)  
軽体操  
月毎の行事 など

送迎: 地区毎に回覧で運行経路をお知らせします。  
持ち物: 筆記用具、老眼鏡(使用している方)



### 年間行事内容(予定)

6月	年間計画など
7月	遠足
8月	ゲーム
9月	絵画教室
10月	芋煮会
11月	運動会
12月	健康教室
1月	栄養講話
2月	ゲーム
3月	作品づくり

※変更する場合があります

### 平成28年度6月の各地区開催日等

月日	時間	対象地区	場所
6月1日(水)	9:30～11:30	衡中北	五反田集会所
6月14日(火)		駒場・大森・奥田	奥田集会所
6月15日(水)		衡中・衡中東・ときわ台・衡下	衡中集会所
6月16日(木)		大瓜上・大瓜下・松原	松原集会所
6月24日(金)		衡上・蕨崎・衡東	衡上集会所

■問い合わせ先 健康福祉課 ☎345-0253

## 福祉避難所の設置運営に関する協定を締結

3月28日(月)役場において「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を、村内の老人福祉施設(特別養護老人ホーム七峰荘、特別養護老人ホーム万葉の里、グループホームサンすまいるおひら)を運営している法人等3者と締結しました。この協定は、大規模な地震や風水害などによる災害が発生し避難が必要となった場合に、災害時要援護者の福祉避難所として設置運営を要請することができること、及びその場合の手続きを定めたものです。

東日本大震災時、沿岸部の自治体では多くの方々が体育館などへ一斉に避難したため、体の不自由な方々が物心両面において困難な生活を強いられ、福祉避難所の重要性が改めて認識されました。村では、今回の協定締結を契機に、なお一層の災害対策に取り組みをまいります。



災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定締結式